

香川県職員健康度測定業務仕様書

1 事業内容及び予定数量

別紙「健康度測定業務の概要」のとおり。

なお、予定数量は保証するものではなく、予定数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

2 契約について

契約期間は、契約締結日より令和9年3月31日までとする。

契約は、1人あたりの単価契約（消費税・地方消費税を含めること）とする。

個人負担分は、当日職員から健診機関（以下「乙」という。）が徴収する。

業務が完了し、検収した後に代金を支払う。請求にあたり、受診者名簿を添付すること。

3 健診受診対象者データの作成及び授受

健診対象者の基本情報については、香川県総務部職員課健康管理室（以下「甲」という。）において作成し、データで乙に提供する。

提供を受けた乙は、その内容を確認し、甲に受領書を提出する。

4 日 程

令和8年6月1日から令和8年11月30日まで（祝日、休日を除く月～金曜日、健診時間は午前8時30分から午後0時まで）

健診受診対象者データに基づき、乙が健診日程表を作成し、速やかに甲に送付する。

職員の申出による日程の調整は、乙が職員との間で行う。

5 実施場所

健診機関の施設（移動がある場合は、同一建物または隣接している建物）

6 健康度測定実施要領

(1) 受診票（問診票）の作成及び送付

乙は、受領した健診対象者データに基づき、健康診断個人票及び問診票（特定健診を含む。）を作成する。健康診断個人票及び問診票には、氏名、フリガナ、生年月日及び性別等を表示する。健康診断個人票、問診票は、本庁、出先とも各所属へ送付する。

(2) 健康診断実施結果の作成及び授受

乙は、結果票等を2部作成し、次のとおり送付する。健康診断結果票の様式については、甲が別途提示するが、記載する項目等が同一であれば、乙が作成した様式でも差し支えないものとする。

ア 健康診断結果の送付

1部は健診実施月の翌月の月末までに目録を添付のうえ甲に送付する。1部は健

診実施後1か月以内に職員あてに直接送付する。

イ 健診の結果判定について

別紙の1（健診内容）の判定基準については、別途協議する。

別紙の2（体力測定）の判定基準については、乙の基準によるものとする。

(3) 検査結果フィルムの保管及び貸出

胸部健診の結果フィルム（電子データでも可）については、乙が保管することとするが、甲からの依頼があった場合は貸出しを行う。なお、健診実施後最低5年間は、フィルムの貸出しが可能な体制をとること。

7 留意事項

(1) 健康診断等実施に係る経費のほか、健診結果通知発送等に係る経費は、乙の負担とする。

(2) 実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。

(3) 派遣職員等については、健康診断実施結果と支払について異なる取扱いとなる。

8 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別途協議するものとする。

(別紙) 健康度測定業務の概要

○健康度測定

循環器等の定期健康診断に加え体力測定を行い、日頃の生活習慣を見直す機会を与え、生活習慣病の予防に資する。

1 健診内容

検査項目	内 容
診 察	問診（特定健診の問診を含む）、身体計測（肥満度・BMI）、 血圧・脈拍測定、一般診察、視力検査、腹囲測定
眼科・聴力	眼底カメラ、聴力検査
尿 検 査	尿糖、尿蛋白、ウロビリノーゲン、尿潜血
胸 部 X 線	胸部エックス線検査（間接撮影あるいは直接撮影）
心 電 図	安静時心電図
血 液 一 般	赤血球、白血球、血小板、ヘモグロビン、ヘマトクリット、MCV、MCH、 MCHC
肝 機 能	AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ GTP
腎 機 能	BUN、クレアチニン、eGFR
脂 質	総コレステロール、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
糖尿病検査	空腹時血糖、HbA1c
代謝その他	尿酸、コリンエステラーゼ

2 体力測定及び運動指導

運動機能検査：握力、垂直とび、全身反応時間、閉眼片足立ち、長座位前屈、
最大酸素摂取量、上体おこし

3 予定人数

200名程度

※東讃地域と西讃地域を併せた人数。受診する地域は、職員の希望となる。

4 健診の実施期間

令和8年6月1日から令和8年11月30日まで